

建築計画概要書等閲覧規則の一部改正の概要

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、建築基準法が改正されたことに伴い、関連する建築計画概要書等閲覧規則について所要の改正を行う。

2 改正の内容

小規模な建築物等に関し建築確認関係事務を行う建築副主事の設置が可能となったことから、関連する規定について所要の改正を行う。（第2条関係）

3 施行期日

令和7年4月1日